



道共募第339号
令和6年1月9日

一般社団法人北海道町内会連合会
会長 長谷川 敬二 様

社会福祉法人北海道共同募金会
会長 森 昌 弘
《公印略》

「令和6年能登半島地震災害」による義援金の募集にあたって

令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により、北陸地方を中心に人的及び家屋への甚大な被害が発生し、複数の市町村に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うこととなりましたのでお知らせ致します。

(令和6年1月5日現在、これによる義援金の受入対象地域は、石川県、富山県となっておりますが、最新情報については中央共同募金会ホームページをご覧ください。)

なお、今回の募集にあたっては、中央共同募金会による義援金の募集と連動して、本会においても市町村共同募金会とともに義援金の募集を進めており、本会で集約したものについては、中央共同募金会に全額送金するとともに、同会にて被災状況に応じて按分のうえ、当該県に設置される配分委員会構成組織に送金されることとなっておりますので、貴会において組織的な義援金募集の呼びかけをされる場合は、地元共同募金委員会とも意志疎通のうえ、円滑な協力体制のもと実施していただきますようお願いいたします。

また、個別の被災県においても順次義援金の募集が開始されておりますので、必要に応じて当該県共同募金会等のホームページをご確認ください。

なお、地域住民、関係機関からの問い合わせにあたり、直接中央共同募金会への送金を希望されるむきには下記により対応してください。

被害状況につきましては、現在においても拡大されていることもあり、勝手ながら詳細については報道等にてご確認くださいませようお願い致します。

記

1. 義援金募集に関する対応（救援物資等は取り扱わない）



①地域住民並びに関係者から問い合わせがあった場合で、直接中央共同募金会への送金を希望されるときへの対応（期間、送金先等）

■上記①に係る期間送金先等

| | |
|--------|---|
| 募集義援金名 | 令和6年能登半島地震災害義援金 |
| 募集期間 | 令和6年1月5日（金）～同年3月29日（金） （被災の状況に応じて、期間を延長する場合があります。） |
| 受入口座 | 三井住友銀行 東京公務部支店 普通預金 0162530 （福）中央共同募金会 |
| | りそな銀行 東京公務部支店 普通預金 0126815 （福）中央共同募金会 |

- ※ 三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びA T Mからの振込手数料は無料。
- ※ りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行の本支店間の窓口及びA T Mからの振込手数料は無料。みたと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。
- ※ 上記金融機関に送金した場合で税制上の優遇措置を希望される場合は、上記金融機関で受け取る振込金受領証等と中央共同募金会の「令和6年能登半島地震災害義援金」募集要綱の提出が確定申告時に必要となります。同要綱については中央共同募金会のホームページからダウンロードすることができます。

2. 中央共同募金会ホームページ

<https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/34975/>